

昭和三十七年厚生省・建設省令第一号

下水の水質の検定方法等に関する省令
下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条第一項及び第九条第三項の規定に基づき、下水の水質の検定方法に関する省令を次のようく定める。

第一条 この省令は、下水道法施行令（以下「令」という。）第六条第一項各号、第九条第一項各号、第九条の五第一項各号及び第二項各号並びに第九条の十一第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項各号に掲げる項目並びに令第九条の四第一項各号に掲げる物質に関する検定方法、令第六条第二項の規定による測定方法及び推計方法並びに令第九条の四第三項の規定による換算方法を定めることを目的とする。

第二条 令第六条第一項の規定により同項各号に掲げる項目について検定する場合においては、検定しようとする放流水の水質が検定する日の平均を示していると推定される時刻に、水深の中層部から試料を採取しなければならない。

第三条 大腸菌群数について検定を行なう場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行なわなければならない。

第三条の二 令第六条第二項の規定により生物化学的酸素要求量について測定する場合においては、次に定めるところにより行なわなければならない。

一 雨水吐の吐口からの放流水については、当該放流水の水量及び水質の変動を考慮して、二以上の試料を採取すること。

二 処理施設に係る吐口からの放流水については、次条に規定する降雨による雨水の影響が大きい時（以下単に「雨水の影響が大きい」という。）における当該放流水の水量及び水質の変動を考慮して、二以上の試料を採取すること。

前項の規定により採取した二以上の試料を混合し、生物化学的酸素要求量について測定する場合においては、測定しようとする試料の水質が雨水の影響が大きい時における放流水の平均的な水質と等しくなるように混合しなければならない。

（測定又は推計する時の降雨）

第三条の三 令第六条第二項の国土交通省令・環境省令で定める降雨は、その降雨量が十ミリメートル以上三十三ミリメートル以下のものとする。

一トトル以上三十三ミリメートル以下のものとする。

（検定等の着手時）

（四）次の各号に掲げる項目についての検定又是測定は、試料採取後それぞれ当該各号に定める時間に着手しなければならない。

一 溫度 即時

二 生物化学的酸素要求量又は大腸菌群数 九

（試料の保存）

（五）次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、試料を、それぞれ当該各号に定めることにより、保存しなければならない。

一 生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量 一十

二 大腸菌群数 五度以下零度以上の暗所に保存すること。

三 沢素消費量 アルカリ性にして保存すること。

（六）大腸菌群数についての検定は、別表第一に掲げる方法により、希釀試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行なわなければならない。

A = a × 10⁰

この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

A 大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）

a 定型的集落数の平均値（単位 個）

（沃素消費量の検定方法）

（七）沃素消費量についての検定は、別表第二に掲げる方法により、試料及び純水の滴定にする百分の一モル毎リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量を求め、次の式を用いて行なわなければならない。

A = (a - b) × 1000 / v × 1.27

この式において、A、a、b及びvは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

A 沃素消費量（単位 リットルにつきミリグラム）

（八）沃素消費量（単位 ミリリットル）

b 試料の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

c 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

d 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

e 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

f 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

g 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

h 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

i 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

j 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

k 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

l 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

m 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

n 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

o 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

p 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

q 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

r 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

s 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

t 純水の滴定に要した百分の一モル每リットル才オ硫酸ナトリウム溶液の量（単位 ミリリットル）

（その他の項目又は物質の検定方法等）

（八）前二条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。

一 水素イオン濃度 日本産業規格K○一〇二（以下「規格」という。）十二・一に該当する方法

二 生物化学的酸素要求量 規格二十一に該当する方法

三 浮遊物質量 排水基準を定める方法

四 温度 規格七・二に該当する方法

五 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、浮遊物質量による検定方法として環境大臣が定める方法

六 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法

七 キャロルヘキサン抽出物質含有量 排水基準を除く。）に該当する方法

八 煙含有量 規格四十六・三（規格四十六の備考九を除く。）に該当する方法

九 カドミウム及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、カドミウム及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十 シアン化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、シアン化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十一 有機燃焼化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメチルエーテル） 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、有機燃焼化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十二 鉛及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、鉛及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十三 六価クロム化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、六価クロム化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十四 硫素及びその化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、硫素及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十五 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十六 アルキル水銀化合物 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、アルキル水銀化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法

十七 ポリ塩化ビフェニル 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニルに係る検定方法として環境大臣が定める方法

十八 トリクロロエチレン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、トリクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

十九 テトラクロロエチレン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、テトラクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

二十 ジクロロエタノン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、ジクロロエタノンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

二十一 四塩化炭素 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、四塩化炭素に係る検定方法として環境大臣が定める方法

二十二 一・二・ジクロロエタン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、一・二・ジクロロエタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

二十三 一・二・二・ジクロロエチレン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、一・二・二・ジクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

二十四 システー・二・ジクロロエチレン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、システー・二・ジクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

二十五 一・一・一・トリクロロエタン 排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、一・一・一・トリクロロエタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

附 則 (昭和五七年三月二七日厚生省・建設省令第一号)
 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
 附 則 (昭和六十一年一二月二十五日厚生省・建設省令第二号)
 この省令は、昭和六十一年一月十五日から施行する。

附 則 (平成元年四月二十日厚生省・建設省令第一号)
 この省令は、平成元年十月一日から施行する。
 附 則 (平成六年一月二七日厚生省・建設省令第一号)
 この省令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則 (平成六年一月二七日厚生省・建設省令第一号)

この省令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一七日厚生省・建設省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二七日厚生省・建設省令第二号)

この省令は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二十五日厚生省・建設省令第四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年六月二十五日国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二六日国土交通省・環境省令第四号)

この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二三日国土交通省・環境省令第二号)

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二二日国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、平成二十六年四月二二日国土交通

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月二十日国土交通省・環境省令第二号)

この省令による改正後の下水の水質の検定方法等に関する省令第八条の規定にかかるらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

区分	別表第二(第七条)	別表第一(第六条)
定 値 の 平 均 値 の 测 定	(三) 定型的集落数の測定 希釈試料を一立方センチメートルづつ二十時間重層平板培養し、それぞれの平板培地中に発生した定型的集落数について、その平均値を求め、これを定型的集落数の平均値とする。 る。	1 2 (一) 試料の適量に百分の一モル毎リツトールを混入し、この混入によつて生じた青緑色が消えるまで百分の一モル毎リツトールチオ硫酸ナトリウム溶液を滴加する。次に、この溶液に一バーセント澱粉溶液約五ミリリットルを混入し、この混入によつて生じた青緑色が消えるまで百分の一モル毎リツトールチオ硫酸ナトリウム溶液の滴加を続けて、滴加した百分の一モル毎リツトールチオ硫酸ナトリウム溶液の総量を求め、これを試料の滴定を要する百分の一モル毎リツトールチオ硫酸ナトリウム溶液の量とする。 (二) 純水の滴定 (二)において用いた試料の量と等しい量の純水をとり、これについて、する百分の一モル毎リツトールチオ硫酸ナトリウム溶液の量を測定する。

希釈試料の調製	(一) 試料十ミリリットルに滅菌生理的食塩水五十ミリリットルを加えて百ミリリットルとし、その十ミリリットルをとり、これに滅菌生理的食塩水九十ミリリットルを加えて百ミリリットルとする。
希釈試料の調製	(二) 純水一リットルにペプトン十グラム、寒天十五グラムないし二十五グラム、乳糖十グラム、塩化ナトリウム(NaCl)五グラム、クエン酸第二鉄アンモニウム二グラム及び磷酸水素二カリウム(K2HPO4)二グラムを加え、これを加熱して溶かし、濾過した後濾過した溶液を水素指数七・三ないし七・五とする。次に、この溶液にデソオキシコール酸ナトリウム(C24H39O4Na)一グラム及びニュートラルレツド(C15H17C1N4)〇・〇三三グラムを加え、再び、水素指数七・三ないし七・五とする。